

J ∞ QUALITY 商品認証ラベルの発給システムについて

J ∞ QUALITY 商品認証事業規約（以下：規約という）第 8 条の規定により、J ∞ QUALITY 認証商品（以下：商品という）の販売に当たっては、一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会（以下：協会という）が指定する J ∞ QUALITY 認証下札（以下：下札という）を商品に付加しなければならない。

また、下札に加えて J ∞ QUALITY 認証織ネーム（以下：織ネームという）を付加することができる。ただし、下札及び織ネームは、協会が指定する J ∞ QUALITY 認証ラベル発給業者（以下：指定業者という）より購入するものとする。

商品を販売する企業は、規約第 5 条で規定する企業認証取得の際に、規約第 9 条で規定する「J ∞ QUALITY 認証ロゴマークの使用契約書」を協会と締結していなければならない。

なお、商品に下札及び織ネームを単独で付加することはできない。必ず当該商品のブランド下札及び、ブランド織ネームと共に付加しなければならない。

【下札の発給】

① J ∞ QUALITY 下札発注申請書（様式第 16 号）の提出

下札を購入するには、J ∞ QUALITY 商品認証を取得した企業（以下：認証企業という）が、WEB 上から「J ∞ QUALITY 下札発注申請書（様式第 16 号）」をダウンロードし、必要事項を記入して J ∞ QUALITY 事務局（以下：事務局という）へメールにて申請。

なお、下札の種類、デザイン、価格は、商品認証取得時に事務局から商品認証申請者へメールにて送付する。

② 事務局は、メールにて受け取った J ∞ QUALITY 下札発注申請書の内容を確認し、指定業者へ発注情報を伝達。

③ 下札購入者（認証企業あるいは認証企業が購入委託する企業）は、J ∞ QUALITY 下札発注申請書に基づき、指定業者へ下札を発注する。納期は、原則受注後 1 週間以内の発送とする。

この下札発給システムについては、別紙の図解

「J ∞ QUALITY 認証ラベル発給システムフローチャート」を参照。

【織ネームの発給】

① J∞ QUALITY 織ネーム発注申請書（様式第17号）の提出

織ネームを購入するには、認証企業が、WEB 上から「J∞ QUALITY 織ネーム発注申請書（様式第17号）」をダウンロードし、必要事項を記入して事務局へメールにて申請。

尚、下札の種類、デザイン、価格は、商品認証取得時に事務局から商品認証申請者へメールにて送付する。

② 事務局は、メールにて受け取った J∞ QUALITY 織ネーム発注申請書の内容を確認し指定業者へ発注情報を伝達。

③ 織ネーム購入者（認証企業あるいは認証企業が購入委託する企業）は、J∞ QUALITY 織ネーム発注申請書に基づき、指定業者へ下札を発注する。納期は、原則受注後30日以内の発送とする。

この下札発給システムについては、別紙の図解

「J∞ QUALITY 認証ラベル発給システムフローチャート」を参照。